

校舎等の耐震化率

学校法人が設置する大学・短期大学に係る耐震化率の公表

学校施設は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、所有者に耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されるとともに、大学は、学校教育法及び同法施行規則により学生の教育研究環境を含めた教育研究活動等についての情報を公表することが求められています。

建物の耐震化率

2024年4月1日現在

中部学院大学及び中部学院大学短期大学部の建物の耐震化率は98.7%です。

※「私立学校校舎等実態調査」（日本私立学校振興・共済事業団）に基づき算出しております。

1. 新築年月日が1981年(昭和56年)6月1日以降の建物 40,293㎡---①
2. 新築年月日が1981年(昭和56年)5月31日以前の建物のうち、耐震診断実施済みで、耐震性能を有しているあるいは耐震補強済みの建物 2,722㎡---②
3. 調査対象施設の延べ床面積合計 43,583㎡---③

耐震化率：(①+②)：③=98.7%

※耐震補強未実施の建物は、2026年度中に取り壊しを予定しています。